

公立大学法人宮崎公立大学職員の再雇用等に関する規程

平成19年4月1日

規程第60号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人宮崎公立大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)

第23条第4項及び第25条の規定に基づき、職員の継続雇用による定年の引き上げ及び再雇用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定年の引き上げ)

第2条 理事長は、就業規則第23条第1項又は第2項の規定により定年に達した職員が同規則第23条第3項の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

(3) 当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずるとき。

2 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 理事長は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 理事長は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、理事長が定める。

(再雇用)

第3条 理事長は、就業規則第23条第2項の規定により定年により退職した者又は定年延長した後で退職した者で、再雇用を希望し、就業規則第24条に規定する退職事由又は就業規則第26条に規定する解雇事由(以下、「解雇事由等」という。)に該当しないものについては、再雇用するものとする。

2 再雇用の任期は、4月1日から3月31日までの1年を超えない範囲内で定めるものとする。

3 前項の規定により定められた期間又はこの項の規定により更新された期間が満了したときは、当該再雇用は終了する。ただし、職員が更新を希望し、解雇事由等に該当しない者については、1年を超えない範囲内で期間を定め、更新する。

4 前2項の規定による雇用期間の末日は、その者が満65歳に達する日以後における最初の3月31日以前とする。

(雑則)

第4条 この規程に定めるほか、職員の定年の引き上げ、再雇用等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。